

日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずる措置

平成2年3月30日

郵政省

政府は、日本電信電話株式会社法附則第2条の規定に基づき、日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）の在り方について検討を加えた結果、電気通信審議会の「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずるべき措置、方策等の在り方」答申（平成2年3月2日）の精神を生かし、以下の方針に沿って所要の措置を講ずるものとする。

1 基本的考え方

昭和60年の電気通信制度改革は、実施後5年間に、多数の新しい電気通信事業者の参入、各種サービスの料金の着実な低下をもたらす等、一定の成果をあげている。しかしながら、電気通信市場の現状は、NTTが圧倒的なシェアを占めていること、多様なサービスの提供、デジタル化の進捗が米国に比べ遅れていること等に見られるように、十分活性化されているとは言いがたい状況にある。

今後、21世紀の高度情報社会の実現に向けて、料金の低廉化、サービスの高度化・多様化等を一層促進し、国民、利用者の利益の最大限の増進を図るとともに、我が国の電気通信全体の均衡ある発展を図っていくことが必要である。

このため、公正有効競争条件の整備を図り、NTTの巨大・独占性の弊害についても、これを可能な限り改善する措置を講ずること等により、NTTの経営の向上を図ることが必要であると考えられる。また、国際的な貢献を図る観点からも、電気通信分野における研究開発の推進に十分配慮する必要がある。

公正有効競争を実現し、また、NTTの経営の向上を図ることによって、国民、利用者の利益を増進させるとともに、株主をはじめ、NTT関係者等にとっても、NTTが更に魅力ある企業となることを期待するものである。

2 公正有効競争の促進

(1) 事業部制の徹底等

公正で有効な競争の促進と技術革新を活かすために、NTTが、長距離通信事業部、地域別事業部制を導入・徹底し、これらの収支状況を開示するよう措置する。

(2) 接続の円滑化

交換機のID化促進、P O I（相互接続点）設置の円滑化等、他の電気通信事業者との接続の円滑化を更に推進する。

(3) ネットワークのオープン性の確保

他の電気通信事業者が、NTTのネットワークをNTTと対等な条件で利用できるようにするため、接続形態、技術的条件等に関する具体的な接続条件を明確にする。

(4) 内部相互補助の防止

電話サービスの細目を分計・開示すること等により内部相互補助の防止の徹底を図る。また、各事業部間の取引条件の開示及び他の電気通信事業者への公平な適用を図る。

(5) 情報流用の防止

接続交渉等を通じて得た他の電気通信事業者の営業に係る情報の流用防止策について、適正な措置を講ずるとともに、その内容を明らかにする。

(6) 情報の積極的開示

単位料金区域（MA）間のトラヒック情報等の基本的なネットワーク情報、技術情報等、公正有効競争上不可欠な情報の積極的な開示を促進する。

(7) 研究開発成果の普及

NTTの研究開発成果の普及を実効的なものとするため、研究開発成果の公開、外販基準の明確化等の透明性を確保する仕組みを検討する。

(8) 移動体通信業務

移動体通信分野における公正有効競争を実現するため、移動体通信業務を一两年内を目途にNTTから分離し、移動体通信業務を営むこととなる会社については、これを完全民営化する。

（注）「移動体通信業務」とは、自動車電話業務、船舶電話業務及び無線呼出業務を言う。

(9) 端末機器販売業務

端末機器販売業務の分離については、更に検討することとし、当面、引き続き公正

有効競争確保のための措置を講ずる。

(10) 衛星通信業務

当面、公正有効競争条件の整備を図るため、収支分計の明確化等の措置を講ずることとし、将来N T Tが本格的に商用衛星通信サービスを実施する場合には、当該業務部門の分離について検討を行う。

(11) デジタル化の前倒し

可能な限りN T Tの「中長期デジタル化計画」（平成元年9月）の前倒し実施を促すこととし、そのための必要な措置を講ずる。

(12) 番号計画の在り方

利用者の利便、電気通信事業者間のイコールフッティングの確保、国際的な新しい番号体系への移行等を踏まえ、統一的な番号体系及び番号付与原則の確立を図る。

(13) 単位料金区域（MA）の設定の在り方

利用者の利便、電気通信事業者間の競争条件への影響等を踏まえ、単位料金区域（MA）の設定の在り方について検討する。

(14) 電気通信事業者用割引料金の導入

アクセス回線料金の低廉化による利用者負担の軽減及び電気通信事業者間のイコールフッティングの確保の観点から、電気通信事業者用割引料金（キャリアーズレート）の導入を推進する。

3 N T Tの経営の向上等

(1) 合理化の推進

N T Tにおいて、徹底した合理化案を自主的に作成し、これを公にし実行することとする。

(2) 保守部門

保守部門の分離については、利用者サービスの観点から慎重に検討することとし、当面、一層の効率化の推進及び保守水準の向上の観点から、必要な措置を検討する。

(3) 株主への利益還元

NTTが行う株主への利益還元について十分配意する。

(4) 規制の在り方

国民、利用者の利益の一層の向上及び電気通信事業の一層の活性化を図るために必要な規制緩和を実施する。

4 公正有効競争の促進及びNTTの経営の向上等のためのNTTの在り方

上記2及び3の措置の結果を踏まえ、NTTの在り方について平成7年度に検討を行い、結論を得る。

5 研究開発の推進

関係者の意見を十分反映したNTTの研究開発の推進及び標準化活動への寄与について、一層積極的な対応を促進する。

長期的な視点に立って、我が国の電気通信の発展を図るため、国の研究所、大学、電気通信事業者、製造業者等を含む我が国全体としての研究開発活動の活性化のための総合的な研究開発体制の確立について検討する。

6 電気通信の安全・信頼性の向上

経済社会活動の進展に伴い、通信の安全・信頼性を確保することの重要性が一段と高まっている今日的状況にかんがみ、非常・災害時の通信の輻輳・途絶を最小限のものとし、また、公共機関の優先利用を確保する等通信の安定的確保を図るため、電気通信事業者による中央安全センタの設立について、具体策を検討する。

7 諸措置の着実な推進

上記の諸措置を講ずるに当たっては、必要に応じ、電気通信審議会に所要の諮問を行うこと等により、その着実な推進を図る。